

精華町社会福祉協議会 職員資格取得促進事業実施要綱

(目的)

第1条 専門職の確保が困難な時代を迎えているため、現に在籍する職員を対象として、社会福祉分野の資格取得を促進するために、資格取得者に対して一時金を支給することにより報奨するとともに、職員のスキルアップを図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）において現に1年以上の在勤実績のある者であって、かつ資格取得後、本会において6か月以上継続して勤務した者とする。

(事業内容)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、職員に対して次の事業を行う。

- (1) 有資格者による受験対象者へのアドバイス
- (2) 資格取得者に対する一時金の支給
- (3) その他、職員の資質向上に資することができると思われる取り組み

(一時金等)

第4条 前条に規定する事業を実施する場合は、予算の範囲内で実施しなければならない。

- 2 前条第1項第2号に規定する資格及び一時金の額は、別表1のとおりとする。
- 3 本会役職員旅費規程に基づいて、交通費及び出張手当等を受けて取得した資格については、一時金を支給しない。
- 4 申請者が、不正行為等により一時金を受けたと認められたときは、支給した額の全部または一部を本会に返還させることができるものとする。

(支給方法)

第5条 この一時金は、職員からの申請に基づき、支給するものとする。

- 2 第4条第2項に規定する資格を取得した者は、第2条に定める条件を満たした日から3か月以内に、本会会長に対して資格取得促進事業一時金交付申請書（別記様式第1号）及び合格通知または修了証書等の写しを提出するものとする。
- 3 本会会長は、前項の規定による申請を受けた場合は、審査を経て、速やか

に助成金交付の適否を決定し、資格取得促進事業一時金交付決定通知書（別記様式第2号）または、資格取得促進事業一時金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表1（第4条関係）

番号	資格	一時金
1	介護福祉士	40,000 円
2	社会福祉士	40,000 円
3	介護支援専門員	30,000 円
4	介護職員初任者研修	20,000 円
5	主任介護支援専門員	20,000 円
6	衛生管理者	20,000 円
7	社会福祉主事	10,000 円
8	上記のほか会長が必要と認めた資格	10,000 円以下

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

職員資格取得促進事業一時金交付申請書

年 月 日

(福) 精華町社会福祉協議会
会 長 様

(申請者)
所属課
氏 名 印

精華町社会福祉協議会職員資格取得促進事業実施要綱第 5 条の規定に基づいて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 取得した資格の名称 _____
2. 資格を取得した日 _____ 年 月 日 (証書交付日)
3. 一時金申請額 _____ 円
4. 関係書類 ・ 合格通知等の写し
5. 意思確認 上記 1 の資格を生かして精華町社会福祉協議会で
従事する意思の確認（どちらかに○印）

 ・ ある ・ ない

※この一時金を受けるためには、取得した資格を生かして精華町社会福祉協議会で従事することが前提となりますので、「従事する意思がない」場合は、不交付となります。

別記様式第2号（第5条関係）

職員資格取得促進事業一時金交付決定通知書

年 月 日

(申請者)

所属課

氏 名

様

(福) 精華町社会福祉協議会

会 長

印

精華町社会福祉協議会職員資格取得促進事業実施要綱第5条の規定に基づいて審査したところ、下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

1. 交付決定額 _____ 円

2. 交 付 日 年 月 日 ()

別記様式第3号（第5条関係）

職員資格取得促進事業一時金不交付決定通知書

年 月 日

（申請者）

所属課

氏 名

様

（福）精華町社会福祉協議会

会 長

印

精華町社会福祉協議会職員資格取得促進事業実施要綱第5条の規定に基づいて審査したところ、下記のとおり不交付決定しましたので、通知します。

記

1. 不交付理由